

基準該当短期入所 小規模多機能センターさくらテラス 利用契約書

_____（以下「利用者」という。）と社会福祉法人慈徳会（以下「事業者」という。）は、基準該当短期入所 小規模多機能センターさくらテラス（以下「当施設」という。）が利用者に対して提供する基準該当短期入所サービスについて、次のとおり契約します。

（契約の目的）

第1条 この契約は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう基準該当短期入所サービスを提供し支援することを目的として、利用者が支払うべき料金との関係を明確にし、利用者と同施設の双方の理解と合意のもとに基準該当短期入所入所サービスが提供されることを目的とします。

（契約期間）

第2条 この契約期間は、平成 年 月 日から利用者の支給決定期間満了日までとします。

- 2 契約期間満了日以前に利用者が障害程度区分の変更を受け、支給有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の有効期間の満了日まで本契約は自動的に同じ内容で更新されるものとします。

（サービスの内容）

第3条 当施設は、基準該当短期入所サービスの提供に対して、別紙「重要事項説明書」に記載されているサービス内容を提供します。

- 2 サービスの提供は、当施設の生活支援員等の従業者が当たります。
- 3 サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況に応じ自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行います。
- 4 利用者の意思と人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、基準該当短期入所サービスを提供します。

（利用料金）

第4条 利用者は、「重要事項説明書」に記載されている自立支援給付費対象サービスの利用料金（厚生労働大臣の定める基準により算出した額。ただし軽減等の適用あり。）の所定の利用者負担額を支払います。ただし、当施設が市町村から代理受領をした場合は、利用者は直接支払う必要はありません。

- 2 当施設は、利用者が自立支援給付費対象外サービスを受ける場合は料金を請求します。
- 3 当施設は、前項のサービス利用に当たって、あらかじめ利用者に対しそのサービスの内容及び料金について説明を行い、利用者の同意を得ます。

（利用料金の支払方法等）

第5条 利用者は、第4条に定める利用料金の合計額を、月ごとに支払うものとします。

- 2 当施設は、当月の利用料金合計額の請求書を、翌月14日までに利用者へ通知します。

- 3 利用者は、当月の利用料金の合計額を、翌月末日までに支払うものとします。
- 4 当施設は、利用者から利用料金の支払を受けた時は、利用者に領収書を発行します。
- 5 自立支援給付費対象外サービスの利用料金については、その用途内容により自立支援給付費対象サービスと一緒に請求をおこなう場合と、その都度清算をする場合があります。

(契約の終了)

第6条 利用者は、30日以上予告期間において文書で当施設に通知することによりこの契約を解約することができます。ただし、次の事由に該当する場合には、利用者は、文書で通知することにより直ちにこの契約を解約することができます。

- (1) 当施設が正当な理由なく基準該当短期入所サービスを提供しないとき。
 - (2) 当施設が守秘義務に違反したとき。
 - (3) 当施設が社会通念に逸脱する行為を行ったとき。
- 2 当施設は、やむを得ない事情がある場合には、利用者に対し、30日間の予告期間において理由を示した文書で通知することにより、この契約を解除することができます。ただし、次の事由に該当する場合には、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解除することができます。
- (1) 利用者が当施設に支払うべき基準該当短期入所サービスの利用料金を3ヶ月以上滞納し、期限を定め再三催告したにもかかわらず、その期限までにサービス利用料の支払がないとき。
 - (2) 利用者が医療機関に入院し、明らかに3ヶ月以内に退院できる見込みがない場合、又は入院後3ヶ月経過しても退院できないことが明らかになった場合。
 - (3) 利用者がこの契約を継続し難いほどの背信行為を行ったと認めるとき。
 - (4) 天災、災害その他やむを得ない理由により施設を利用していただくことができないとき。
- 3 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
- (1) 利用者が他の障害者支援施設等に入所した場合。
 - (2) 利用者が死亡した場合。

(安全配慮義務)

第7条 当施設は、基準該当短期入所サービスの提供に当たって、利用者の生命、身体の安全確保に配慮するとともに、非常災害及び衛生管理等に必要な具体的な計画、連絡体制を講じるものとします。

(相談及び援助)

第8条 当施設は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め利用者の相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行います。

(健康管理)

第9条 当施設は、常に利用者の健康に注意するとともに、健康保持のために適切な措置を講じます。

(緊急時の援助)

第10条 当施設は、利用者の健康状態に急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに協力医療機関又は利用者の指定する医療機関での診察を依頼します。

- 2 前項のほか、利用中に利用者の心身の状態が変化した場合は、利用者等が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(身体拘束の禁止)

第11条 当施設は、基準該当短期入所サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

(虐待防止のための措置)

第12条 当施設は、利用者に身体的、精神的苦痛等の虐待を防止するため、責任者を設置し、サービス提供担当者に虐待防止啓発のための定期的研修を実施します。

(守秘義務)

第13条 当施設は、正当な理由がない限り、その業務上知り得た利用者及びその家族等に関する秘密を保持する義務を負います。

- 2 当施設は、従事者が退職後、正当な理由がなく在職中知り得た利用者及びその家族等に関する秘密を第三者に漏らすことのないよう必要な措置を講じます。
- 3 当施設は、利用者に医療等緊急の必要性がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。

(苦情解決)

第14条 利用者又はその家族、後見人等は、当施設が提供した基準該当短期入所サービスに関する苦情がある場合は、いつでも別紙「重要事項説明書」に記載されている苦情相談担当窓口で苦情を申し立てることができます。

- 2 当施設は、苦情が申し立てられた時は速やかに事実関係を調査し、その結果、改善の必要性の有無及びその方法について、利用者又は家族、後見人等に文書で報告します。
- 3 当施設は、利用者又はその家族、後見人等が苦情申し立てをした場合に、これを理由として利用者的一切の不利益を与えません。

(損害賠償)

第15条 当施設は、基準該当短期入所サービスの提供により事故が発生した場合は、関係市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

- 2 当施設は、基準該当短期入所サービスを提供する上で、当施設の責に帰すべき事由により利用者に損害を与えた場合には、その損害を速やかに賠償する義務を負います。

(情報の保存)

第16条 当施設は、利用者に対する基準該当短期入所サービスの提供に関する書類等を整備し、この契約終了後5年間保存します。

- 2 利用者は、当施設にて、当該利用者に関する基準該当短期入所サービス記録を閲覧でき

ます。

- 3 利用者は、当該利用者に関する基準該当短期入所サービス記録の複写物の交付を受けることができます。ただし、複写に関して当施設は利用者に対して実費相当額を請求できるものとします。

(身元引受人)

第17条 当施設は、利用者に対し、身元引受人を求めることがあります。ただし、利用者に身元引受人をたてることができない相当の理由が認められる場合は、その限りではありません。

2 身元引受人は、次の各号の責任を負います。

- (1) 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続が円滑に行われるように当施設に協力すること。
- (2) 契約解除又は契約終了の場合、当施設と連携して利用者の状態に応じた適切な受入先確保に努めること。
- (3) 利用者が死亡した場合の遺体の引取り、遺留金品の処理その他必要な措置。

(協議事項)

第18条 この契約に定めのない事項について疑義が生じたときは、障害者自立支援法その他の関係法令に従い、利用者、家族、後見人等が信義に従い誠実に協議して決定します。

(裁判管轄)

第19条 この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び当施設は、利用者の住所を管轄する裁判所を第1審管轄裁判所とすることを予め合意します。

上記の契約の成立を証するために、この契約書2通を作成し、利用者及び当施設が記名押印の上、各自その1通を所持します。

平成 年 月 日

利用者 住所 _____

氏名 _____ 印

代理人 住所 _____

氏名 _____ 印

事業所 住所 三重県松阪市立田町 786 番地 1

名称 社会福祉法人 慈徳会
小規模多機能センターさくらテラス

代表者 理事長 小倉 博之 印

身元引受人同意書

小規模多機能センターさくらテラス 基準該当短期入所サービス利用契約書第17条に基づき、身元引受人になることを同意します。

利用者氏名 _____

身元引受人氏名 _____ 印
(利用者との続柄 _____)

住 所 _____

電話番号 _____

緊急連絡先 _____

(上記以外での連絡先)

電話番号 _____

平成 年 月 日

事業所住所 三重県松阪市立田町 786 番地 1

事業所名称 小規模多機能センターさくらテラス

理事長 小倉 博之 様